

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2333号)

令和3年1月21日

横情審答申第2333号

令和3年1月21日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成31年3月15日健動第2376号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成29年度の「横浜市猫の不妊去勢手術実施証明書」のうち、市外登録
動物病院が発行した文書」の2件の一部開示決定に対する審査請求について
の諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成29年度の「横浜市猫の不妊去勢手術実施証明書」のうち、市外登録動物病院が発行した文書」を一部開示とした2件の決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成29年度の「横浜市猫の不妊去勢手術実施証明書」（以下「手術実施証明書」という。）のうち、市外登録動物病院が発行した文書」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成31年1月30日付で行った2件の一部開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、動物病院の名称を非開示とした部分の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書のうち、動物病院の名称については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第3号アに該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

動物病院の名称を公にすることにより、当該動物病院における猫の不妊去勢手術の実施件数が明らかになり、登録動物病院（横浜市猫の不妊去勢手術推進事業に関する実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条の規定により登録を受けた診療施設（獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）間の実績比較が可能となるため、猫の不妊去勢手術の実施件数は、登録動物病院の営業上のノウハウにつながる情報である。

獣医療に関する広告により、獣医療について十分な専門的知識を有しない飼育動物（獣医師法（昭和24年法律第186号）第1条の2に規定する飼育動物をいう。）の飼育者等が惑わされ、不測の被害を被ること等を防止する観点から、獣医療法では、獣医師又は診療施設の業務に関しては、「専門科名」及び「獣医師の学位又は称号」以外にその技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならないこととされている（同法第17条第1項）。猫の生殖を不能にする手術を行うことについては、広告しても差し支えない（同条第2項及び獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）

第24条第1項第4号)が、その場合においても、提供される獣医療の内容が他の獣医師又は診療施設と比較して優良である旨を広告することは制限されている(同条第2項第1号)。

動物病院の利用者にとって、手術実績は獣医師の能力を評価する上で大きな要素となることから、各登録動物病院の手術実績を知ることが可能となる情報を公にすることにより、一部の登録動物病院に手術依頼が集中する等、動物病院の競争上の地位その他正当な利益を害し、動物病院の経営に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第2項第3号アに該当し、同号ただし書に該当しないため非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 当該事業は、平成25年度までは交付団体の公益社団法人横浜市獣医師会(平成25年3月までは社団法人横浜市獣医師会。以下「横浜市獣医師会」という。)が行っていたが、獣医師の不正受給が発覚し、平成26年度より再発防止策を掲げ行政(横浜市動物愛護センター)が行っている。当事業の問題点は、野良猫を対象とする補助金事業であるため、不妊去勢手術の実体審査も後の検証も不可能なことである。よって、動物病院が発行する手術実施証明書が事業の適正を知るために重要な根拠となるものである。行政も、参加登録する動物病院には行政の要請に従いカルテ等情報を開示することを条件としている。
- (2) 動物病院は自由診療であり、登録動物病院の登録も任意であるため、不妊去勢手術に係る費用が低額な登録動物病院に手術が集中するのは自然であり、隠すものではない。なぜ実施頭数が明らかになることで競争上の地位や利益を害するのか理解できない。
- (3) 横浜市獣医師会が犬猫の不妊去勢手術助成事業を行っていた頃は、行政の指示に従い、同事業の動物病院別の年間実施頭数一覧表が作成されており、実施機関は、平成26年6月16日付開示決定通知書で「平成22年度から平成25年度犬猫の不妊去勢手術助成事業動物病院別名簿」を特定し、その全部を開示している。同様の実施証明書の一部開示は、判断基準に整合性がない。

5 審査会の判断

- (1) 横浜市猫の不妊去勢手術推進事業に係る事務について

横浜市猫の不妊去勢手術推進事業（以下「本件事業」という。）は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年3月横浜市条例第17号）の趣旨に基づき、横浜市内に生息する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行うことを奨励し、飼い主のいない猫の減少及び周囲に対する危害、迷惑の未然防止を図り、併せて動物の愛護及び管理についての理解を深め、生活環境の保全並びに市民生活の安全を保持すること及び飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行う団体等を支援することを目的としている。

本件事業は、横浜市内に居住している個人又は横浜市内の自治会・町内会であって、横浜市内に生息する飼い主のいない猫に登録動物病院で不妊去勢手術を実施し、その手術費用を支払った者が、申請手続をした場合に、当該手術費用を支払った者に対して実施要綱第9条に規定する金額の補助金（1頭につき5,000円（支払った手術費用の額が5,000円を下回る場合は当該支払った額））（以下「本件事業による補助金」という。）を交付するものである。

本件事業による補助金の申請は、横浜市猫の不妊去勢手術補助金交付申請書に、本件事業の対象となる猫の不妊去勢手術（以下「本件事業対象手術」という。）を実施した登録動物病院が発行した手術実施証明書、領収書等を添付して、各区福祉保健センター生活衛生課又は横浜市動物愛護センターに実施要綱第10条第4項に規定する申請期限までに提出することにより行う。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、平成29年度の手術実施証明書のうち、横浜市外の登録動物病院で発行されたもの127通である。手術実施証明書は、申請者記入欄（申請者の氏名、住所及び電話番号並びに猫の個体情報（毛色・柄及び捕獲場所））、獣医師記入欄（猫の個体情報（性別、手術実施日等））、証明欄（証明日、動物病院の名称及び所在地並びに獣医師の氏名及び動物病院印又は獣医師印並びに当該手術実施証明書での証明頭数）及び受付印欄（受付印及び受付番号）で構成されており、本件審査請求文書の中には、上記に掲げる情報のほか、申請者印の印影、動物病院の電話番号、動物病院のFAX番号等の情報が含まれているものがある。

実施機関は、本件処分により、本件審査請求文書のうち、申請者の氏名、住所、電話番号、申請者印の印影及び猫の捕獲場所を条例第7条第2項第2号に該当するとして、また、動物病院の名称、所在地、電話番号及びFAX番号並びに獣医師の氏名並びに動物病院印及び獣医師印の印影を同項第3号アに該当するとして非開示

としている。

本件審査請求において、審査請求人は、実施機関が非開示とした情報のうち、動物病院の名称（以下「本件審査請求部分」という。）の開示を求めているため、当審査会では、本件審査請求部分について判断することとする。

(3) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、獣医療法及び獣医療法施行規則の規定により獣医師又は診療施設の業務に関する広告が制限されており、本件審査請求部分を公にすることにより、登録動物病院間の実績比較が可能となり、動物病院の競争上の地位その他正当な利益を害し、動物病院の経営に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第2項第3号アに該当すると主張しているため、令和2年9月17日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件処分後に行った別の一部開示決定（以下「後続する一部開示決定」という。）において、本件審査請求文書に対応する領収書の一部を開示している。本件審査請求部分を公にすると、本件審査請求文書を当該領収書の情報と照合することにより、各登録動物病院における本件事業対象手術に係る費用の額が明らかになるため、各登録動物病院の本件事業対象手術に係る費用の額を比較することが可能となる。

(イ) 本件事業対象手術に係る費用の額は、本件事業対象手術を実施する各登録動物病院が自由に設定できる。

(ウ) 獣医療に関する広告については、獣医療法による制限があり、他の獣医師又は診療施設と比較して優良である旨を広告してはならないこととなっているが、猫の不妊去勢手術を行うことを広告すること及び猫の不妊去勢手術の実績を公表することは制限されていない。そのため、各登録動物病院における本件事業対象手術の実施件数や費用の額に関する情報を当該登録動物病院が自ら公表することや口コミ等により自然に広まることは構わないが、実施機関がこれらに関する情報をとりまとめて公にすると、相対的に本件事業対象手術の実施件数

が多く、又は費用の額が低い一部の登録動物病院に予期せず本件事業対象手術の依頼が集中して、通常の診療業務に影響が生じ、当該登録動物病院の経営状況が悪化するおそれがある。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

実施機関は、本件審査請求部分を公にすると、本件審査請求文書を後続する一部開示決定においてその一部を開示した本件審査請求文書に対応する領収書の情報と照合することにより、各登録動物病院の本件事業対象手術に係る費用の額を比較することが可能となるため、実施機関が本件事業対象手術に係る費用に関する情報をとりまとめて公にすると同様のこととなり、その結果、一部の登録動物病院に予期せず本件事業対象手術の依頼が集中して、通常の診療業務に影響が生じ、当該登録動物病院の経営状況が悪化するおそれがあると主張する。

当審査会で本件処分の一部開示決定通知書及び本件審査請求文書並びに後続する一部開示決定の一部開示決定通知書及び後続する一部開示決定に係る対象行政文書を見分したところ、後続する一部開示決定に係る対象行政文書が、本件審査請求文書のうち、どの手術実施証明書に対応する領収書であるかを特定することができた。当該領収書には、当該登録動物病院において実施した本件事業対象手術に係る費用の額が記載されており、本件審査請求部分を公にすると、本件審査請求文書を当該領収書の情報と照合することにより、各登録動物病院の本件事業対象手術に係る費用の額が明らかになることが認められる。

この際、条例に定める開示請求権は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであるから、後続する一部開示決定においてその一部を開示した本件審査請求文書に対応する領収書の情報は、何人も通常入手し得る情報となる。

本件事業対象手術は、横浜市内に居住している個人又は横浜市内の自治会・町内会からの依頼に基づき、横浜市内に生息する飼い主のいない猫に対して登録動物病院が実施するものであり、実施機関の説明によれば、本件事業対象手術に係る費用は各登録動物病院が自由に設定できるものであるから、その費用の額は、両者の私的な取引に関わる情報である。本件審査請求部分を公にすると各登録動物病院の本件事業対象手術に係る費用の額が明らかになる状況において、本件審査請求部分を公にすると、当該登録動物病院のあずかり知らないところで私的な取引に関わる情報である当該費用の額が公にされることとなり、当該登録動物病院の事業活動が損なわれるおそれがあると認めることができる。

以上から、本件審査請求部分は、公にすることにより、登録動物病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると認められるため、本号アに該当する。

(4) その他

審査請求人は、横浜市獣医師会が犬猫の不妊去勢手術助成事業を行っていた頃は、実施機関が平成26年6月16日付開示決定通知書で「平成22年度から平成25年度犬猫の不妊去勢手術助成事業動物病院別名簿」を特定し、その全部を開示していることから、本件審査請求部分を非開示とすることは判断基準に整合性がない旨主張するが、本件事業は、犬猫の不妊去勢手術助成事業とは事業の仕組みが異なるものであり、同列に論ずることはできない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求部分を条例第7条第2項第3号アに該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成31年3月15日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成31年4月15日 (第246回第三部会) 平成31年4月16日 (第326回第一部会)	・諮問の報告
平成31年4月18日	・審査請求人から意見書を受理
平成31年4月26日 (第357回第二部会)	・諮問の報告
令和2年3月17日 (第257回第三部会)	・審議
令和2年7月16日 (第259回第三部会)	・審議
令和2年8月20日 (第260回第三部会)	・審議
令和2年9月17日 (第261回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
令和2年10月15日 (第262回第三部会)	・審議
令和2年11月19日 (第263回第三部会)	・審議
令和2年12月17日 (第264回第三部会)	・審議